

証券コード 6187

2019年6月13日

株 主 各 位

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
株 式 会 社 L I T A L I C O
代表取締役社長 長谷川 敦弥

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますよう、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月27日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区麹町一丁目7番 FMセンター2F
TOKYO FMホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第14期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人とする場合に限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要になります。

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト

（<http://litalico.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、同ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いております。しかし、欧米の政治的な混乱や中国の景気失速等の要因により世界経済が減速するリスクや、国内においては、人手不足の深刻化によって一部の業種で供給制約が発生するなど景気の拡大を阻害するリスクがあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境においては、民間企業において雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新するものの、2018年の法定雇用率達成企業の割合は45.9%となっており、2018年4月の法定雇用率の引き上げを受けて障害者雇用に対する旺盛な需要が見込まれております。

また、全国の公立小中学生のうち、通常学級に在籍しながら必要に応じて別室等で授業を受ける「通級指導」の2017年度の対象者は108,946人で過去最高を更新し、過去3年間で20.7%増えるなど、発達障害への社会的認知が進んでいます。

このような外部環境の変化を踏まえ、長期的利益の安定成長を実現するため、一般就労等を希望される障害者等を対象としたLITALICOワークス事業の一層の強化や業務効率の改善、発達障害児を主な対象としたLITALICOジュニア事業への投資を継続しております。具体的には、当連結会計年度の新規開設数は、就労移行支援事業8拠点、児童発達支援事業1拠点、放課後等デイサービス事業1拠点、学習教室事業2拠点、その他(LITALICOワンダー事業)3拠点となりました。

このような状況の下、当連結会計年度の業績については、売上高は12,128,162千円、営業利益は881,071千円、経常利益は899,697千円となり、親会社に帰属する当期純利益は600,526千円となりました。

セグメントごとの業績は以下のとおりです。

(イ) LITALICOワークス事業

既存拠点及び新規開設拠点が順調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は5,743,122千円となりました。

(ロ) LITALICOジュニア事業

既存拠点及び新規開設拠点が順調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は5,275,340千円となりました。

(ハ) その他

LITALICOワンダー事業の既存拠点及び新規開設拠点が順調に推移したこと及び、その他の事業の収益拡大により、当連結会計年度の売上高は1,109,699千円となりました。

(注) 当連結会計年度より連結決算を開始しているため、前連結会計年度末比増減を記載しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、LITALICOワークス事業、LITALICOジュニア事業の新規開設を中心に実施しました。

これらの設備投資総額は444,252千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は運転資金や設備資金等に充当するため、金融機関からの借入により900,000千円を調達しました。

また、中期的な財務の安定性を確保するために、株式会社三菱UFJ銀行との間でコミットメントライン契約（総額680,000千円）を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は、50,000千円であります。

④ 事業の譲渡等

当社は、2018年12月20日開催の取締役会において、当社が運営する子育て情報メディアConobie事業を、株式会社NTTドコモ（以下、ドコモ社）に対して譲渡することを決議し、事業譲渡契約を締結しております。なお、2019年4月1日付で、当該契約に基づきドコモ社へConobie事業の譲渡を行っております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2016年3月期)	第 12 期 (2017年3月期)	第 13 期 (2018年3月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売 上 高 (千円)	—	—	—	12,128,162
営 業 利 益 (千円)	—	—	—	881,071
経 常 利 益 (千円)	—	—	—	899,697
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	—	600,526
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	—	—	—	34.24
総 資 産 (千円)	—	—	—	6,751,040
純 資 産 (千円)	—	—	—	2,890,483
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	—	—	—	164.13

(注) 1. 第14期より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2016年3月期)	第 12 期 (2017年3月期)	第 13 期 (2018年3月期)	第 14 期 (当事業年度) (2019年3月期)
売 上 高 (千円)	7,264,219	8,729,693	10,386,196	12,120,230
営 業 利 益 (千円)	562,065	669,943	747,517	980,271
経 常 利 益 (千円)	533,804	650,891	777,182	1,016,387
当 期 純 利 益 (千円)	298,855	419,095	500,360	717,286
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	19.41	24.17	28.67	40.90
総 資 産 (千円)	3,613,414	4,144,242	5,527,610	6,873,422
純 資 産 (千円)	1,308,303	1,738,835	2,271,646	3,012,935
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	79.19	100.02	129.35	171.10

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算定しております。

2. 当社は、2015年12月31日付で株式1株につき6,000株の割合で株式分割を行っております。また、2016年9月6日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社LITALICOライフ	10,000千円	100.0%	ライフプランニング事業

(4) 対処すべき課題

当社におきましては、以下6点を対処すべき課題として認識しております。

① インターネットプラットフォームの実現

発達障害や精神障害、障害児の子育てや障害者の就労等に関する質の高い情報の提供を望むたくさんの声がお客様からありました。

このようなお客様の要望に応えるために、発達障害児や発達に気になる子どものご家族に向けて、2016年1月に『LITALICO発達ナビ』を、働くことに障害のある方に向けて、2018年3月に『LITALICO仕事ナビ』を、障害福祉施設で働きたい求職者に向けて、2019年2月に『LITALICOキャリア』を開設いたしました。今後も、お客様が質の高い情報を得られるよう、提供情報の網羅性の向上や、提供機能の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

② 既存の店舗サービスの安定的な出店拡大

すべての事業を合わせて190ヶ所の拠点（当事業年度末時点）を運営しておりますが、各地で待機者が発生するなどお客様の要望に応えきれておりません。このようなお客様の要望に応えるためにも、事業計画に沿って全国に新規拠点を開設してまいりたいと考えております。

なお、LITALICOジュニア事業に関しましては、2018年度の障害福祉サービス等の報酬改定におきまして放課後等デイサービスの基本報酬が一律引き下げとなったことから、一時的に出店を停止し、出店拡大に向けた収益性の改善に取り組んでおりました。当連結会計年度に、有資格者（保育士等）を人員基準より多く配置した場合に得られる指導員加配加算の積極取得等を通じて、収益性改善が完了したため、来連結会計年度より出店を再開します。

③ サービス提供範囲の拡大と収益源の多角化

当連結会計年度の当社売上に占めるLITALICOワークス事業の割合は47.3%であり、障害者雇用制度及び障害者法定雇用率は今後も継続して維持・上昇が見込まれるものの、障害者総合支援法に規定されるLITALICOワークス事業の売上が当社の売上構成比の多くを占めることは、経営の健全性の観点からも課題となっております。

また、他の障害福祉施設やお客様のご家族等のニーズに応えるため、新しいサービスの提供を検討し、実施することも重要な課題であると認識しております。

そのため、LITALICO発達ナビ事業及びLITALICO仕事ナビ事業にて障害福祉施設向けに事業運営を支援するサービスを提供し、収益化を開始しました。

また、LITALICOキャリア事業においては、障害福祉分野に特化した就職・転職支援サービスの提供を開始しております。

加えて、新規事業として、障害のある子どもを持つご家族を対象にライフプランの作成を支援するサービスを提供するLITALICOライフプランニング事業を開始しております。

更に、LITALICOワンダー事業等を通じて、一般教育領域にもサービスを提供することで、当社のサービスの提供範囲を拡大します。

これらの新規事業を拡大することで収益源を多角化し、更なる経営の健全化を図ってまいります。

④ 人材採用と育成

当社事業は、その多くがお客様に対する直接的な支援や教育であり、そのサービスの質を左右する最大の要素は人材の質であるとの認識から、人材の「採用と教育」に大きな経営資源を割いております。

採用活動においては、豊富な知見や専門性を持つキャリア人材の採用に留まらず、年齢が若く潜在能力の高い人材であれば新卒・キャリア人材を問わず採用し、社内で教育する方針を取っております。

育成においては、入社後1週間本社にて集合型研修を実施後、各拠点でのOJTを実施しております。また、入社後1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月経過時点で現場を経験したうえでのフォローアップ研修を実施しております。更に、支援スキルの高いスタッフを各拠点、エリアに配置し、お客様の支援が困難なケースのサポートや支援スキルのスーパーバイズを実施し、更なる支援・指導力の強化を図っております。他に、実務経験と学識

の両面で多くの知見を有し、スタッフ育成を担える講師陣を社外から招聘して、外部から学ぶ機会を提供することで、専門性の更なる向上にも努めております。

このように、経験者に固執することなく、人材の採用・育成を行うことによって、拠点の展開速度に見合う質が担保された人材の確保が可能となっております。しかし、今後も引き続き人材育成環境の整備に努めてまいります。

⑤ 知名度の向上、広告宣伝の強化

当社は障害者の就労問題の解決を目的に設立された経緯と発達障害児を主たる対象とした事業を行っていることから、障害者向けサービスという社会的認知が強いと認識しております。

当社ビジョンである「障害のない社会をつくる」は、障害者と健常者に関係なく、生きづらさや、困難を抱えたすべての方を対象にして、実現したいビジョンであります。しかし、そのような社会的認知は、まだ広まっていないため、今後も引き続き、適切な知名度の向上、広告宣伝を行っていく必要があります。

なお、知名度の向上と広告宣伝の強化は、優秀な人材の採用のためにも重要な課題であると認識しております。

⑥ 事業基盤の強化

(イ) 提供サービスの平準化と質の向上

LITALICOワークス事業、LITALICOジュニア事業ともに都道府県をまたぐ多店舗展開をしており、どの拠点でも同一水準のサービスを提供するための平準化が必要になります。そのため、事業毎の教材、カリキュラム等を制作し、スタッフが質の高いサービスを常に提供できるように努めております。

(ロ) 地域・関係機関との連携強化

すべての事業ともにお客様やご家族への個別最適なサービスを提供することに加えて、学校、企業、地域社会といった外部環境への働きかけも重視しております。そのために、当社の事業内容が地域、教育機関、行政及び病院等の関係機関や民間企業・団体に正確に理解され、これらの方々と協同して課題の解決に当たることが、重要な課題となっております。

(ハ)事業間の連携強化

未就学児を対象にした児童発達支援事業、小学生以降の児童を対象にした放課後等デイサービス事業・学習教室事業、LITALICOワンダー事業、主に成人を対象にしたLITALICOワークス事業というライフステージに沿ったワンストップサービス群が当社の強みであります。各事業で蓄積した知見の共有や、指導計画・支援計画の共有化等で、お客様の利便性を高めるなど、更なるシナジー効果を発揮するための連携強化も重要な課題であると認識しております。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

セグメント区分	主なお客様	事業	概要
LITALICOワークス事業	精神障害を中心とした障害者の方々	就労移行支援事業	就職するための訓練・就職活動支援の実施
		就労定着支援事業	就職後の定着支援の実施
		特定相談支援事業	障害福祉サービスを利用するための利用計画の作成、利用計画に基づくモニタリングの実施
LITALICOジュニア事業	発達障害児を中心とした未就学児・小学生・中高生	児童発達支援事業	行政（市区町村）によって障害福祉サービス受給者証を発行された未就学児を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施
		放課後等デイサービス事業	行政（市区町村）によって障害福祉サービス受給者証を発行された学齢期の児童を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施
		保育所等訪問支援事業	行政（市区町村）によって障害福祉サービス受給者証を発行された未就学児・小学生・中高生を対象に、その児童が通う保育所等へ訪問し、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施
		学習教室事業	障害福祉サービス受給者証を発行されていない未就学児・小学生・中高生も対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施

セグメント区分	主なお客様	事業	概要
その他	未就学児(主に年長)・小学生・中高生全般	LITALICO ワンダー事業	プログラミング、ロボット、3Dプリンターを活用したデジタルファブリケーション等、最先端のデジタルものづくりを通じた教育の提供
	障害児のご家族	LITALICO ライフプランニング事業	ライフプランの作成支援サービス。作成の中で財務シミュレーションと家計の見直しもを行い、必要に応じて保険の見直し・販売を実施
	発達障害児のご家族	LITALICO 発達ナビ事業	発達障害児や発達が気になる子どもを持つご家族を対象とするポータルサイト ユーザー同士が質問し合えるSNS機能や、地域の施設情報の口コミ掲載、療育事例の提供、その他発達障害児の子育てに関する情報の提供
	就労を目指す障害のある方	LITALICO 仕事ナビ事業	働くことに障害のある方を対象とする就職情報ポータルサイト。地域の就労支援施設が検索できる機能や、就職に関する情報の提供
	障害福祉分野の求職者	LITALICO キャリア事業	障害福祉分野に特化した就職・転職支援サービス。求人情報の掲載に加え、障害福祉分野の様々な職種に関する情報等の提供
	子育て中のご家族	Conobie事業	子育てにおける体験談や日々の生活に役立つ情報をコラム記事として配信。また、産婦人科医や助産師といった専門家によるコラムや、編集部による企画取材記事も提供

(6) 主要な営業所 (2019年3月31日現在)

本 社	東京都目黒区
LITALICO ワークス事業	北海道、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、宮崎県、沖縄県に全78営業所
LITALICO ジュニア事業	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県に全100営業所
そ の 他	東京都、神奈川県に全12営業所 (LITALICOワンダー事業)

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使 用 人 数
LITALICOワークス事業	673 (21)
LITALICOジュニア事業	746 (238)
その他	159 (175)
全社 (共通)	151 (13)
合計	1,729 (447)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (アルバイトを含む) は、() 内に年間平均人員数 (小数点以下を四捨五入) を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より連結決算を開始しているため、前連結会計年度末比増減を記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,709 (440) 名	256名増 (32名減)	32.7歳	3.3年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (アルバイトを含む) は、() 内に年間平均人員数 (小数点以下を四捨五入) を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比較して増加したのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用の増加によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	894,824千円
株式会社三菱UFJ銀行	611,608千円
株式会社三井住友銀行	561,274千円
株式会社りそな銀行	228,291千円
株式会社横浜銀行	21,310千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2019年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 61,440,000株
- ② 発行済株式の総数 17,561,400株
- ③ 株主数 3,429名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
長 谷 川 敦 弥	5,098,000株	29.03%
佐 藤 崇 弘	2,128,000株	12.12%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	1,924,300株	10.96%
穂 田 誉 輝	1,704,000株	9.70%
特定有価証券信託受託者 株式会社S M B C 信託銀行	554,000株	3.15%
L I T A L I C O 従 業 員 持 株 会	489,700株	2.79%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口9）	423,800株	2.41%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信託銀行株式会社（信託口）	382,600株	2.18%
資産管理サービス信託銀行株式会社 （ 証 券 投 資 信 託 口 ）	307,400株	1.75%
野村信託銀行株式会社（投信口）	250,500株	1.43%

- （注） 1. 当社は自己株式を65株保有しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 新株予約権行使により、発行済株式の総数は44,000株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第6回新株予約権（注3）	第7回新株予約権（注3）
発行決議日			2015年3月27日	2015年9月30日
新株予約権の数			8個	16個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注1）			普通株式 96,000株 （新株予約権1個につき 12,000株）	普通株式 192,000株 （新株予約権1個につき 12,000株）
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに 払込みは要しない	新株予約権と引換えに 払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 （注1）			新株予約権1個当たり 3,000,000円 （1株当たり250円）	新株予約権1個当たり 3,492,000円 （1株当たり291円）
新株予約権の行使期間			2017年4月1日から 2023年3月31日まで	2017年10月1日から 2024年9月30日まで
主な行使条件			（注2）	（注2）
役員 の 保有状況	取締役 （監査等委員 を除く）	取締役 （社外取締役 を除く）	新株予約権の数 8個 目的となる株式数 96,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 16個 目的となる株式数 192,000株 保有者数 1名
		社外 取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	取締役（監査等委員）		新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

			第10回新株予約権（注3）
発行決議日			2018年6月15日
新株予約権の数			561個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数			普通株式 56,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに 払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり 201,500円 (1株当たり2,015円)
新株予約権の行使期間			2020年7月1日から 2026年6月30日まで
主な行使条件			(注2)
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 151個 目的となる株式数 15,100株 保有者数 1名
		社外 取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

- (注) 1. 2015年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。また、2016年9月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。
3. 第6回新株予約権（内1名分）、第7回新株予約権及び第10回新株予約権は、当社従業員として付与された新株予約権であります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人に対し交付された新株予約権の状況

		第10回新株予約権
発行決議日		2018年6月15日
新株予約権の数		591個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 59,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 201,500円 (1株当たり2,015円)
新株予約権の行使期間		2020年7月1日から 2026年6月30日まで
主な行使条件		(注)
使用人への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 591個 目的となる株式数 59,100株 交付者数 21名

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 敦 弥	
取 締 役	中 俣 博 之	
取 締 役	坂 本 祥 二	LITALICOライフプランニング事業部長 株式会社LITALICOライフ 代表取締役社長
取 締 役	田 所 亮	事業本部長 事業企画部長 マーケティングコミュニケーション部長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	宗 司 ゆかり	
取 締 役 (監査等委員)	平 野 正 雄	株式会社エム・アンド・アイ 代表取締役社長 早稲田大学商学大学院 教授 デクセリアルズ株式会社 社外取締役 株式会社ロコンド 社外取締役(監査等委員) 株式会社ユーザベース 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	穂 田 誉 輝	株式会社くふうカンパニー 取締役会長 株式会社トクバイ 代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	井 上 雅 彦	鳥取大学大学院 医学系研究科 教授

- (注) 1. 取締役(監査等委員)平野正雄氏、穂田誉輝氏及び井上雅彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)平野正雄氏は、企業経営者、経営コンサルタント及び大学教授としての豊富な知識及び経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために宗司ゆかり氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役(監査等委員)平野正雄氏、穂田誉輝氏及び井上雅彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の地位、担当等の異動は次のとおりであります。

事業年度中の取締役の地位、担当等の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
中 俣 博 之	取締役 新規事業開発室長 LITALICO仕事ナビ 事業部長	取締役 新規事業開発室長	2018年7月1日
中 俣 博 之	取締役 新規事業開発室長	取締役	2018年8月1日
坂 本 祥 二	取締役 経営企画部長	取締役 経営企画部長 LITALICOライフプ ランニング事業部長	2018年7月1日
坂 本 祥 二	取締役 経営企画部長 LITALICOライフプ ランニング事業部長	取締役 LITALICOライフプ ランニング事業部長	2019年1月1日
田 所 亮	取締役 事業本部 LITALICOワンダー 事業部長	取締役 事業本部 LITALICOワンダー 事業部長 事業企画部長	2018年10月1日
田 所 亮	取締役 事業本部 LITALICOワンダー 事業部長 事業企画部長	取締役 事業本部 事業企画部長	2019年1月1日
田 所 亮	取締役 事業本部 事業企画部長	取締役 事業本部 事業企画部長 マーケティングコミュ ニケーション部長	2019年2月1日

② 取締役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く）	4 名	70,950千円
取締役（監査等委員）	4 名	25,650千円
合 計 （うち社外役員）	8 名 (3 名)	96,600千円 (16,200千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月20日開催の第12期定時株主総会において、年額150百万円以内と決議されております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月20日開催の第12期定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。
3. 取締役の報酬については、社内規則において決定に関する方針を定めており、株主総会の決議による取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役（監査等委員を除く）の報酬は取締役会の決議に基づいて代表取締役社長が決定し、取締役（監査等委員）については、監査等委員会の協議にて決めております。

③ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当社との関係
取締役	平 野 正 雄	株式会社エム・アンド・アイ 代表取締役社長 早稲田大学商学学院 教授 デクセリアルズ株式会社 社外取締役 株式会社ロコンド 社外取締役（監査等委員） 株式会社ユーザベース 社外取締役	特別な関係はありません。
取締役	穂 田 誉 輝	株式会社くふうカンパニー 取締役会長 株式会社トクバイ 代表取締役	特別な関係はありません。
取締役	井 上 雅 彦	鳥取大学大学院 医学系研究科 教授	特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取締役 平 野 正 雄	当事業年度に開催された取締役会15回のすべて、監査等委員会7回のすべてに出席しました。主に、企業経営、経営戦略に関する豊富な知識・経験から助言や提言を行っています。
取締役 穂 田 誉 輝	当事業年度に開催された取締役会15回のすべて、監査等委員会7回のすべてに出席しました。主に、企業経営、経営戦略に関する豊富な知識・経験から助言や提言を行っています。
取締役 井 上 雅 彦	当事業年度に開催された取締役会15回中14回、監査等委員会7回のすべてに出席しました。主に、当社の事業領域である障害福祉分野に関する豊富な知識・経験から助言や提言を行っています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注)新日本有限責任監査法人は、名称変更により2018年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を

記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2018年5月の取締役会で決議を行っております。その概要は以下のとおりです。

当社は、経営理念を実践する過程において、健全性を維持しながら企業価値を継続的に増大させることを主眼に、コンプライアンス及び、公正で透明性の高い経営を確保していくことがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、以下のとおり、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っている。なお、以下に掲げる事項は、当社及び当社子会社において既に構築され、実施されている体制について確認するものであるが、今後も不断の見直しにより、その時々々の要請に合致した体制を構築し、実施していくものである。

(イ) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社の機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を置いている。取締役会が、取締役の職務の執行を監督し、また、監査等委員会が取締役の職務の執行を監査・監督する体制をとっている。
- b. 代表取締役社長と監査等委員会直轄の組織として内部監査部門を設置し、当社及び当社子会社の組織、機能、遵法性に関する内部監査を実施している。内部統制状況は正確かつ客観的に把握、評価され、監査報告として代表取締役社長と監査等委員会に報告されている。

- c. 経営理念として理念・ビジョンを整備し、全社総会や各部門の会議の場等を用いて全社への浸透を図っている。

【理念】 「世界を変え、社員を幸せに」

「世界を変える」

すべての人の可能性が最大に広がる社会の仕組みを築くとともに

世界が誇れる文化を創出する

「社員を幸せにする」

社員を幸せにすることが関わる人の幸せにつながる

人間性を重視し、自主性を尊重した自由闊達な風土を築く

【ビジョン】 「障害のない社会をつくる」

- d. 就業規則にて規則遵守について規定するとともに、公益通報者保護規程を整備し、使用人の不正など原則を逸脱した行為の発見・是正に関する諸事項、通報処理体制、当事者の責務について規定している。
- e. 市民社会や秩序の安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わらずに断固として排除する旨を当社の反社会的勢力排除に向けた基本方針及び反社会的勢力対策規程において規定し、代表取締役社長以下、組織全体として対応し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を継続的に推進している。
- (ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a. 株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び取締役会規程、機密情報管理規程、文書管理規程に基づき、適切に保存・管理を行っている。
- b. 機密情報管理規程や文書管理規程に基づき、これらの機密情報、文書等は取締役等からの要請があった場合に備え、容易に引出すことができるよう整理している。

- (ハ) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社は法務部門管掌取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討している。
また、法務部門管掌取締役が全社的なリスク管理活動を総括し、平時のリスク分析・リスク軽減、BCPを始めとする危急時の対処及び報告体制の構築等に努めている。
 - b. リスク管理規程を整備し、リスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図っている。
 - c. 内部監査部門が経営組織の内部統制状況及び業務運営に係る法令・規程の遵守状況等を評価し、横断的なリスク管理の監視を行っている。
 - d. 当社における個人情報保護の取組みとして、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク認定取得を完了し、認定基準に則った個人情報の適切な取扱いを推進、強化している。
 - e. 当社は情報システム管理規程及びセキュリティポリシーを制定し、情報セキュリティの強化施策を推進している。
- (二) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会は、当社及び当社子会社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項その他の法令及び定款に定められた事項を決定し、取締役の職務遂行の状況を監督している。
 - b. 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
 - c. 当社は、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議決定することを目的に、経営会議を設置し、迅速かつ適切な意思決定に資する体制をとっている。
 - d. 業務の効率化を実現するため、その時々々の要請に応じた社内組織の編成を行うことができる体制をとっている。
 - e. 日常の職務の執行に際しては、当社の業務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者の職責を明確にするとともに、効率的な職務を遂行できる体制を構築している。また、当社は中期経営計画・年度計画を策定し、目標・進捗管理の精度向上を図っている。

(ホ) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、経営企画部門が当社及び当社子会社の業務を総括管理し、業務運営にかかる施策を実施するとともに、当社子会社への指導や支援を実施する。また、当社子会社に対し、経営上の重要事項を当社の経営会議又は取締役会に報告すること又は承認を諮ることを義務付けている。

(ヘ) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会は、必要に応じて監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項を決議し、取締役会に対して当該体制を整備するよう要請することができる。

(ト) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査等委員会より指示を受けた前号の取締役及び使用人について、その指示に関して取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び兼務の場合は所属部門長等の指揮命令等を受けない。
- b. 同取締役及び使用人の任命、評価や異動等については、監査等委員会の同意を得た上で決定する。

(チ) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがある場合は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は監査等委員会に対して遅滞なく報告を行う。
- b. 監査等委員会はその職務の遂行のために必要と判断したときは、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができる。
- c. 監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議又は委員会に出席する。
- d. 公益通報者保護規程に基づく通報内容は監査等委員会に報告される。

- e. 監査等委員会の直轄の組織である内部監査部門は、経営組織の内部統制状況及び業務運営に係る法令・規程の遵守状況等の評価について報告を行う。
- f. 監査等委員会に対して報告を行った当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことはない。

(リ) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

(ヌ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査等委員会は、原則として3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- b. 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役社長との相互認識を深めるよう努める。
- c. 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な情報、文書を閲覧することができ、意見を述べることができる。
- d. 監査等委員会は、会計監査人との十分な連携を図る。
- e. 監査等委員会は、その直轄の組織である内部監査部門に監査の指示を行い、その報告を受けることができる。
- f. 監査等委員会は、総務部門、経理部門及び法務部門その他の各部門に対して随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。

(ル) 財務報告の適正を確保するための体制

代表取締役社長は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制規程に基づき内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う体制を構築している。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(イ) 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を15回開催し、重要事項の決定等を行い、取締役の業務執行を監督しております。また、業務執行取締役及び常勤監査等委員である取締役から構成される経営会議、部門長以上で構成される重要な業務執行について報告・協議を行う会議等を定期的に行っております。これらを通じて、業務の適正性・効率性を確保しております。

(ロ) 監査等委員会の職務執行について

当事業年度において監査等委員会を7回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき内部統制システムを通じて監査を実施しております。取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席や、営業所の往査、事業部門・管理部門に対するヒアリング、代表取締役社長、会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことなどで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備状況並びにその運用状況を確認しております。

(ハ) 当社における業務の適正の確保について

社内規則に基づき、稟議申請システム等による管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の重要な会議での報告を義務とするなど業務の適正性を確保しております。また、内部監査部門が、当社のすべての営業所や事業部門・管理部門に対して内部監査を実施しております。

(ニ) コンプライアンス・リスク管理について

- a. リスク管理委員会を定期的に行い、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理について協議を行い、具体的な対応を検討しております。
- b. 社内の通報処理体制の窓口を社内イントラネットに掲載し、すべての役職員に対してメール告知等を行うことで周知を図るとともに、通報される事案に対応しております。
- c. プライバシーマーク認定基準に則り個人情報を取り扱っており、更新審査をクリアしております。
- d. 情報セキュリティの強化、及びその効率化を一層推進するため、情報システム部門において、対処すべき課題の分析と体系化を通じて、全社的な対策の実施と有用性の検証等を行っております。

- e. 取引先について反社会的勢力であるかどうかの確認をしております。
また、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むなど反社会的勢力の情報収集に係る取組みを継続的に実施しております。
- f. BCPとして、大規模災害等を想定した対策訓練の継続的な実施、帰宅困難者のための物資の確保等、不測の事態に備えております。

(ホ) 当社子会社の管理に関する取組み

経営企画部門の助言等により適正かつ効率的に事業を遂行しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、内部留保充実の観点から、期末配当を無配とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、今後の業容拡大に対応すべく、優秀な人材の確保及び新規拠点の開設等のために投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は、「当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める」旨定款に定めております。

(注) 本事業報告では、会社法及び会社法施行規則に基づき開示項目とされている事項であっても、当社にとって記載すべき該当事項がない場合には、特記している場合を除き、記載を省略しております。

本事業報告中の「千円」単位は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,628,049	流 動 負 債	2,238,940
現金及び預金	1,389,171	短期借入金	50,000
売 掛 金	1,944,110	1年内返済予定の長期借入金	677,175
た な 卸 資 産	1,491	リ ー ス 債 務	10,600
前 払 費 用	136,339	未 払 金	345,271
そ の 他	158,129	未 払 費 用	640,106
貸 倒 引 当 金	△1,193	未 払 法 人 税 等	235,667
固 定 資 産	3,122,990	預 り 金	239,787
有 形 固 定 資 産	1,819,973	そ の 他	40,332
建物附属設備	1,507,727	固 定 負 債	1,621,616
工具、器具及び備品	1,099,950	長期借入金	1,590,132
減価償却累計額	△787,704	リ ー ス 債 務	31,484
無 形 固 定 資 産	308,739	負 債 合 計	3,860,557
ソフトウェア	174,321	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	117,227	株 主 資 本	2,883,593
そ の 他	17,189	資 本 金	360,579
投資その他の資産	994,278	資 本 剰 余 金	319,579
投資有価証券	259,776	利 益 剰 余 金	2,203,565
敷金及び保証金	567,389	自 己 株 式	△130
繰延税金資産	87,674	その他の包括利益累計額	△1,287
そ の 他	79,436	その他有価証券評価差額金	△1,287
資 産 合 計	6,751,040	新 株 予 約 権	8,177
		純 資 産 合 計	2,890,483
		負 債 純 資 産 合 計	6,751,040

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,128,162
売上原価	7,525,535
売上総利益	4,602,626
販売費及び一般管理費	3,721,554
営業利益	881,071
営業外収益	
受取利息	312
助成金収入	27,710
その他の	4,579
営業外費用	
支払利息	7,931
支払手数料	3,888
その他の	2,156
経常利益	899,697
特別利益	
新株予約権戻入益	4,893
特別損失	
固定資産除却損	32,879
税金等調整前当期純利益	871,711
法人税、住民税及び事業税	289,170
法人税等調整額	△17,985
当期純利益	600,526
親会社株主に帰属する当期純利益	600,526

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自 2018年4月1日）
（至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	348,998	307,998	1,603,038	－	2,260,034
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	11,581	11,581			23,162
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			600,526		600,526
自 己 株 式 の 取 得				△130	△130
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）					
当 期 変 動 額 合 計	11,581	11,581	600,526	△130	623,558
当 期 末 残 高	360,579	319,579	2,203,565	△130	2,883,593

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	189	189	5,730	2,265,953
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				23,162
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				600,526
自 己 株 式 の 取 得				△130
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）	△1,476	△1,476	2,447	971
当 期 変 動 額 合 計	△1,476	△1,476	2,447	624,529
当 期 末 残 高	△1,287	△1,287	8,177	2,890,483

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

① 連結子会社の数 1 社

② 連結子会社の名称 株式会社LITALICOライフ

当連結会計年度より、株式会社LITALICOライフの重要性が増加したことにより、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

b. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

c. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。

c. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

a. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。

なお、特例処理の適用要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

b. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

c. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

コミットメントライン契約

当社は、株式会社三菱UFJ銀行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく借入実行残高等は次のとおりです。

コミットメントラインの総額	680,000千円
借入実行残高	50,000千円
差引額	630,000千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 17,561,400株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 300,000株

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社は主に新規拠点の開設計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金については、預金等の安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主として顧客等の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に純投資を目的とした株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主として開設計画に照らして、必要な設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。支払金利の変動リスクを抑制するために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、前述の借入金の金利変動リスクを回避する目的の金利スワップ取引であり、ヘッジ会計を適用しております。詳細に関しましては、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ④重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、担当部署が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、金融商品の運用規定に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行うこととしております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,389,171千円	1,389,171千円	－千円
(2) 売掛金	1,944,110	1,944,110	－
(3) 敷金及び保証金	567,389	555,168	△12,221
資産計	3,900,671	3,888,449	△12,221
(1) 短期借入金	50,000	50,000	－
(2) 未払金	345,271	345,256	△15
(3) 未払法人税等	235,667	235,667	－
(4) 長期借入金(*)	2,267,307	2,268,179	872
(5) リース債務(*)	42,084	40,627	△1,457
負債計	2,940,330	2,939,730	△600
デリバティブ取引	－	－	－

(*)上表の金額には、一年以内に返済予定のものを含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、受取見込み額について適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)短期借入金、(3)未払法人税等

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未払金、(4)長期借入金、(5)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、ヘッジ会計を適用し金利スワップの特例処理を行っているものは、長期借入金と金利スワップを一体として取り扱い、借入金の時価を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式	259,776千円
-------	-----------

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	164円13銭
(2) 1株当たりの当期純利益	34円24銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. その他の注記

追加情報

当社は、2019年2月14日開催の取締役会において、Olive Union, Inc. (以下、Olive社)の実施する第三者割当増資の引受を行うことを決議いたしました。本株式引受により、同社は当社の持分法適用会社となる予定です。

(1) 第三者割当増資の引受の目的

Olive社は、2016年7月に創業。世界中の“聞こえ”の課題の解決に向けて、スマートフォン連携を前提に設計され、高性能で安価、さらにデザイン性にも優れた革新的なスマートデバイス「Olive」を開発しており、現在、韓国での販売を開始しています。

当社は、同社に対し2018年8月に投資を実施しました。その後、米国・韓国での事業進捗が順調であり今後の成長性も高く、本プロダクトが世界中の“聞こえ”の課題を解決する可能性があるかと判断し、協議を進めた結果、今回の株式追加取得にいたしました。これにより当社はスマートデバイス「Olive」のグローバル展開を支援し、世界中の“聞こえ”に関する課題解決に向けた取り組みを進めます。

(2) 引受する株式に係る会社の名称、事業内容、規模

- ①名称 Olive Union, Inc.
- ②事業内容 スマートデバイス「Olive」の開発、販売
- ③規模 資本金15百万KRW (2018年12月31日時点)

(3) 株式取得の時期

投資契約書の締結 2019年3月2日 (締結済)
払込期日 2019年9月 (予定)

(4) 引受する株式の数、引受価額及び引受後の出資比率並びに議決権比率

- ①引受けする株式の数 128,881株
- ②引受価額の総額 約1,100,000千円
- ③引受後の株式の数 (出資比率) 138,491株 (49.0%)
- ④引受後の議決権比率 39.9%

(5) 支払資金の調達方法

自己資金及び銀行借入により充当

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,740,539	流 動 負 債	2,238,870
現金及び預金	1,371,465	短期借入金	50,000
売掛金	1,943,864	1年内返済予定の長期借入金	677,175
貯蔵品	1,491	リース債務	10,600
前渡金	3,476	未払金	345,271
前払費用	136,339	未払費用	640,106
未収入金	28,429	未払法人税等	235,597
その他	256,665	預り金	239,787
貸倒引当金	△1,193	前受収益	3,102
		その他	37,230
固 定 資 産	3,132,883	固 定 負 債	1,621,616
有 形 固 定 資 産	1,819,865	長期借入金	1,590,132
建物附属設備	1,507,727	リース債務	31,484
工具、器具及び備品	1,099,734		
減価償却累計額	△787,595	負 債 合 計	3,860,487
無 形 固 定 資 産	308,739	(純資産の部)	
ソフトウェア	174,321	株主資本	3,006,045
ソフトウェア仮勘定	117,227	資本金	360,579
その他	17,189	資本剰余金	319,579
		資本準備金	319,579
投資その他の資産	1,004,278	利益剰余金	2,326,017
投資有価証券	259,776	その他利益剰余金	2,326,017
関係会社株式	10,000	繰越利益剰余金	2,326,017
長期前払費用	79,404	自己株式	△130
長期貸付金	32	評価・換算差額等	△1,287
敷金及び保証金	567,389	その他有価証券評価差額金	△1,287
繰延税金資産	87,674	新株予約権	8,177
		純 資 産 合 計	3,012,935
資 産 合 計	6,873,422	負 債 純 資 産 合 計	6,873,422

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年 4 月 1 日)
(至 2019年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	12,120,230
売 上 原 価	7,471,652
売 上 総 利 益	4,648,578
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,668,306
営 業 利 益	980,271
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	671
助 成 金 収 入	27,710
そ の 他	21,709
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	7,931
支 払 手 数 料	3,888
そ の 他	2,156
経 常 利 益	1,016,387
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	4,893
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	32,879
税 引 前 当 期 純 利 益	988,401
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	289,100
法 人 税 等 調 整 額	△17,985
当 期 純 利 益	717,286

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
				繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	348,998	307,998	307,998	1,608,731	1,608,731	－	2,265,727
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	11,581	11,581	11,581				23,162
当 期 純 利 益				717,286	717,286		717,286
自己株式の取得						△130	△130
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	11,581	11,581	11,581	717,286	717,286	△130	740,318
当 期 末 残 高	360,579	319,579	319,579	2,326,017	2,326,017	△130	3,006,045

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	189	189	5,730	2,271,646
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				23,162
当 期 純 利 益				717,286
自己株式の取得				△130
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,476	△1,476	2,447	971
当期変動額合計	△1,476	△1,476	2,447	741,289
当 期 末 残 高	△1,287	△1,287	8,177	3,012,935

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

a. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

a. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

b. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。

なお、特例処理の適用要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

c. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

③重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

金銭債権	133,335千円
金銭債務	－千円

(2) コミットメントライン契約

当社は、株式会社三菱UFJ銀行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく借入実行残高等は次のとおりです。

コミットメントラインの総額	680,000千円
借入実行残高	50,000千円
差引額	630,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	185千円
営業取引以外の取引	17,489千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	65株
------	-----

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	26,651千円
未払事業所税	3,772
未払確定拠出年金	3,064
減価償却超過額	3,172
繰延消費税	17,127
減損損失	159
商標権	9,718
敷金償却否認額	19,144
貸倒引当金繰入超過額	365
投資有価証券評価損	1,837
その他有価証券評価差額金	568
その他	2,092
繰延税金資産合計	87,674
繰延税金資産の純額	87,674

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	(株)LITALICO うい7	(所有) 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸 付(注)	100,000	短期貸 付金	100,000

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。また、担保の受入はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	坂本 祥二	(被所有) 直接 0.7	当社取締役	新株予約 権の権利 行使(注)	10,476	—	—

(注) 2015年9月30日に開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 171円10銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 40円90銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

追加情報

当社は、2019年2月14日開催の取締役会において、Olive Union, Inc. (以下、Olive社)の実施する第三者割当増資の引受を行うことを決議いたしました。本株式引受により、同社は当社の持分法適用会社となる予定です。

(1) 第三者割当増資の引受の目的

Olive社は、2016年7月に創業。世界中の“聞こえ”の課題の解決に向けて、スマートフォン連携を前提に設計され、高性能で安価、さらにデザイン性にも優れた革新的なスマートデバイス「Olive」を開発しており、現在、韓国での販売を開始しています。

当社は、同社に対し2018年8月に投資を実施しました。その後、米国・韓国での事業進捗が順調であり今後の成長性も高く、本プロダクトが世界中の“聞こえ”の課題を解決する可能性がある判断し、協議を進めた結果、今回の株式追加取得にいたしました。これにより当社はスマートデバイス「Olive」のグローバル展開を支援し、世界中の“聞こえ”に関する課題解決に向けた取り組みを進めます。

(2) 引受する株式に係る会社の名称、事業内容、規模

- ①名称 Olive Union, Inc.
- ②事業内容 スマートデバイス「Olive」の開発、販売
- ③規模 資本金15百万KRW（2018年12月31日時点）

(3) 株式取得の時期

- 投資契約書の締結 2019年3月2日（締結済）
- 払込期日 2019年9月（予定）

(4) 引受する株式の数、引受価額及び引受後の出資比率並びに議決権比率

- ①引受けする株式の数 128,881株
- ②引受価額の総額 約1,100,000千円
- ③引受後の株式の数（出資比率） 138,491株（49.0%）
- ④引受後の議決権比率 39.9%

(5) 支払資金の調達方法

- 自己資金及び銀行借入により充当

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

株式会社LITALICO

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫛	田	達	也	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲	斐	靖	裕	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社LITALICOの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社LITALICO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

株式会社LITALICO

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫛	田	達	也	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲	斐	靖	裕	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社LITALICOの2018年4月1日から2019年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針・計画、職務の分担等に従い、直属の内部監査室の指揮を行い、内部統制部門と連携の上、情報の収集に努めました。併せて重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年6月3日

株式会社LITALICO 監査等委員会

常勤監査等委員 宗 司 ゆかり ⑩

監査等委員 平 野 正 雄 ⑩

監査等委員 穂 田 誉 輝 ⑩

監査等委員 井 上 雅 彦 ⑩

(注) 監査等委員平野正雄、穂田誉輝及び井上雅彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了になります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。

代表取締役と監査等委員4名全員が出席して、当社取締役会及び取締役ににかかる基本的な枠組み・考え方や指名方針等を検討し、意見を述べ合いました。その後、監査等委員会において、公正かつ適切な手続を経ているかなどの観点から協議いたしました。この結果、監査等委員会としては、本議案の取締役の選任について、指名の手続は適切であり、各取締役候補者は、業務執行状況及び業績、取締役会での発言、これまでの経歴等より、当社の取締役として適任と判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	はせがわ あつみ 長谷川 敦 弥 (1985年2月11日)	2008年5月 当社入社 2008年9月 当社営業部長 2009年8月 当社代表取締役社長（現任） 2010年4月 当社事業開発本部長 2011年4月 当社発達障害児支援事業本部長 2014年8月 当社事業本部長	5,098,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 年 月 日 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式数
2	さか もと しょう じ 坂 本 祥 二 (1985年12月4日)	2009年4月 モルガン・スタンレー証券株 式会社（現 三菱UFJモルガ ン・スタンレー証券株式会 社）入社 2013年9月 カーライル・ジャパン・エル エルシー入社 2015年3月 当社入社 当社執行役員 当社経営企画部長 2015年10月 当社取締役（現任） 2016年1月 当社経営企画本部長 2017年12月 株式会社LITALICOライフ 代表取締役社長（現任） 2018年7月 当社LITALICOライフプラ ンニング事業部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社LITALICOライフ 代表取締役社長	123,000株
3	た どころ りょう 田 所 亮 (1983年2月11日)	2005年4月 楽天株式会社入社 2011年10月 当社入社 2012年8月 当社Leafプログレス事業部長 2012年12月 当社教育事業本部副本部長 2013年1月 当社執行役員 2013年7月 当社教育事業本部長 2013年12月 当社経営戦略部長 2014年7月 当社Qremo事業部長 2015年1月 当社事業本部副本部長 当社WINGLE事業部長 2017年2月 当社LITALCOワンダー事業 部長 2018年1月 当社事業本部長（現任） 2018年6月 当社取締役（現任） 2018年10月 当社事業企画部長（現任） 2019年2月 当社マーケティングコミュ ニケーション部長（現任）	137,800株

（注） 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. (1) 長谷川敦弥氏を取締役候補者とした理由は、2009年8月より当社代表取締
 役社長として、新規事業の立ち上げや、事業全般を統括し、また、企業価
 値向上に資する様々な経営課題に取り組んできており、今後も強いリーダ
 ーシップが期待できることから、取締役候補者といたしました。

- (2) 坂本祥二氏を取締役候補者とした理由は、入社以来経営企画部門及びIR部門の責任者を歴任し、現在では金融業界での経験を活かしLITALICOライフプランニング事業の中核を担っており、当社及び当社子会社の経営に貢献することが期待できることから取締役候補者といたしました。
- (3) 田所亮氏を取締役候補者とした理由は、当社の店舗サービスに精通しており、各事業責任者を歴任してきた経験及び実績を当社の経営に活かすことができるかと判断し、取締役候補者といたしました。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了になります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	そうし ゆかり 宗 司 ゆかり (1971年8月9日)	1994年4月 出光興産株式会社入社 2000年11月 有限会社エリカインターナショナル入社 2004年9月 株式会社コムスン入社 2008年1月 グッドウィル・グループ株式会社(現 テクノプロ・ホールディングス株式会社) 転籍 2010年8月 当社入社 2012年4月 当社内部監査室長 2013年6月 当社常勤監査役 2017年6月 当社取締役（監査等委員） （現任）	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	ひらの まさ お 平 野 正 雄 (1955年8月3日)	1980年4月 日揮株式会社入社 1987年11月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 1993年7月 同社パートナー 1998年7月 同社ディレクター・日本支社長 2007年11月 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージングディレクター・日本共同代表 2012年1月 株式会社エム・アンド・アイ代表取締役社長(現任) 2012年4月 早稲田大学商学大学院 教授(現任) 2015年5月 デクセリアルズ株式会社 社外取締役(現任) 2016年8月 株式会社ロコンド 社外取締役(監査等委員) 2017年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2019年3月 株式会社ユーザベース 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エム・アンド・アイ 代表取締役社長 早稲田大学商学大学院 教授 デクセリアルズ株式会社 社外取締役 株式会社ユーザベース 社外取締役	—
3	いの うえ まさ ひこ 井 上 雅 彦 (1965年11月22日)	1992年10月 兵庫教育大学 学校教育学部附属障害児教育実践センター 助手 1999年4月 兵庫教育大学 学校教育学部附属発達心理臨床研究センター 助教授 2005年4月 兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 臨床健康教育系 准教授 2008年4月 鳥取大学大学院 医学系研究科 教授(現任) 2017年7月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 鳥取大学大学院 医学系研究科 教授	—

- (注) 1. 宗司ゆかり氏と当社、また平野正雄氏と当社との間には、それぞれ特別の利害関係はありません。
2. 当社は井上雅彦氏と2013年11月よりアドバイザーとしての契約を締結していましたが、現在では契約を終了しております。同氏及びその兼職先との間に特別な利害関係はありません。
3. 平野正雄氏及び井上雅彦氏は、現在、監査等委員である社外取締役であり、平野正雄氏の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年、井上雅彦氏の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年11ヶ月になります。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して平野正雄氏及び井上雅彦氏を独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. (1) 宗司ゆかり氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、入社以来事業部門、管理部門及び内部監査部門に携わり、2013年6月より当社常勤監査役として監査業務に従事し、その知識・経験により、当社経営の監督・監査機能の実効性を強化するために適任であると判断し、取締役候補者いたしました。
- (2) 平野正雄氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、企業経営者、経営コンサルタント及び大学教授として豊富な経験と高い見識等を当社経営の監督・監査に活かせると判断し、社外取締役候補者いたしました。
- (3) 井上雅彦氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、当社の事業領域である障害福祉分野で豊富な経験と高い見識を有する大学教授として専門的見地を当社経営の監督・監査に活かせると判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 当社と平野正雄氏及び井上雅彦氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
村田 雅夫 (1971年2月17日)	1996年4月 弁護士登録 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所 2002年12月 みのり綜合法律事務所 パートナー 2004年4月 村田・若槻法律事務所設立 代表弁護士（現任） 2008年4月 法政大学法科大学院 兼任教授 2014年6月 株式会社ドリコム 社外監査役 2015年6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 村田・若槻法律事務所 代表弁護士 株式会社ドリコム 社外取締役（監査等委員）	—

1. 当社は、村田雅夫氏と法律顧問契約を締結しております。なお、報酬金額は年間2百万円未満であります。また、その兼職先との間に特別な利害関係はありません。
2. 村田雅夫氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 村田雅夫氏を補欠の社外取締役候補者とした理由につきましては、弁護士として培われた高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待したためであります。また、同氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
4. 村田雅夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 村田雅夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麹町一丁目7番
FMセンター2F TOKYO FMホール
電話 (03)-3221-0080



交通：東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」1番出口より徒歩2分
東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」6番出口より徒歩2分
東京メトロ有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩7分

○駐車場のご用意はしておりませんのでご了承くださいませよう
お願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。